

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第6部門第2区分
【発行日】平成31年2月14日(2019.2.14)

【公開番号】特開2018-205497(P2018-205497A)
【公開日】平成30年12月27日(2018.12.27)
【年通号数】公開・登録公報2018-050
【出願番号】特願2017-110139(P2017-110139)
【国際特許分類】

G 0 2 B 5/30 (2006.01)

G 0 2 F 1/1335 (2006.01)

【F I】

G 0 2 B 5/30

G 0 2 F 1/1335 5 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月2日(2018.11.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

偏光子が、粘着剤層を介して、イオン成分を含有する基板に貼り合されている光学積層体であって、

前記基板は、イオン成分を粘着剤層側に溶出するものであり、かつ、

前記偏光子と前記基板の間に、前記イオン成分の偏光子側への移行を抑える透明ブロック層を有することを特徴とする光学積層体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項3】

前記基板が、120の熱水中で1時間煮沸した際に煮沸に使用した水から検出されるナトリウムイオンの量が $0.1 \mu\text{g/g}$ 以上であることを特徴とする特徴とする請求項1または2記載の光学積層体。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

前記透明ブロック層が、イソシアネート化合物と多価アルコールとの反応物であるウレタンプレポリマーを含有する形成材の硬化物であることを特徴とする請求項1～6のいずれかに記載の光学積層体。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項 1 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 1 0】

請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載の光学積層体に用いられる偏光フィルムであって、偏光子および当該偏光子に直接形成された透明ブロック層を有することを特徴とする偏光フィルム。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

即ち本発明は、偏光子が、粘着剤層を介して、イオン成分を含有する基板に貼り合されている光学積層体であって、

前記基板は、イオン成分を粘着剤層側に溶出するものであり、かつ、

前記偏光子と前記基板の間に、前記イオン成分の偏光子側への移行を抑える透明ブロック層を有することを特徴とする光学積層体、に関する。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

前記光学積層体において、前記基板が、1 2 0 の熱水中で1時間煮沸した際に煮沸に使用した水から検出されるナトリウムイオンの量が $0.1 \mu\text{g/g}$ 以上である場合に本発明は好適に適用される。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 3】

このような、溶出成分が発生し得る基板は、例えば、基板を、1 2 0 の熱水中で1時間煮沸した際に煮沸に使用した水からイオン成分を検出することにより行うことができる。前記の検出されるナトリウムイオンの量が $0.1 \mu\text{g/g}$ 以上である場合には、溶出成分が発生し得る基板であることを確認することができる。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 9】

多官能芳香族系イソシアネート化合物としては、例えば、フェニレンジイソシアネート、2, 4 - トリレンジイソシアネート、2, 6 - トリレンジイソシアネート、2, 2' -

ジフェニルメタンジイソシアネート、4,4'-ジフェニルメタンジイソシアネート、4,4'-トルイジンジイソシアネート、4,4'-ジフェニルエーテルジイソシアネート、4,4'-ジフェニルジイソシアネート、1,5-ナフタレンジイソシアネート、キシリレンジイソシアネート、メチレンビス4-フェニルイソシアネート、p-フェニレンジイソシアネート、等が挙げられる。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0098

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0098】

< ガラス基板のNaイオンの検出 >

各ガラス基板(50mm×50mm)を、120℃の熱水50ml中で1時間加熱抽出した。次いで、煮沸に使用した熱水を取り出して常温(23℃)まで冷却し、ろ過した溶液について、イオンクロマトグラフィーによる成分分析(Naイオン)を下記条件で行った。結果を表1に示す。

分析装置：Thermo Fisher Scientific, ICS-3000(アニオン)/DX-320(カチオン)

< 測定条件 >

分離カラム：Dionex Ion Pac CS16

ガードカラム：Dionex IonPac CG16

除去システム：Dionex CERS-500

検出器：電気伝導度検出器

溶離液：MSA水溶液

溶離液流量：1.0mL/min

資料注入量：25μL

抽出液から検出されるナトリウムイオンの量が0.1μg/g以上である場合にイオン成分を粘着剤層側に溶出する基板であると判断した。

【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0103

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0103】

実施例 2

実施例 1 において、ガラス基板の種類を表 1 に示すように変えたこと以外は、実施例 1 と同様にして、透明ブロック層付のガラス基板および光学積層体を作製した。

【手続補正 11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0104

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0104】

実施例 3

実施例 1 において、透明ブロック層の厚さを表 1 に示すように変えたこと以外は、実施例 1 と同様にして、透明ブロック層付のガラス基板および光学積層体を作製した。

【手続補正 12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0107

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0107】

実施例5

実施例4において、透明ブロック層の形成材を表1に示すように変えたこと以外は、実施例4と同様にして、透明ブロック層付のガラス基板および光学積層体を作製した。